

公正入札等調査委員会の設置等について

平成6年5月31日6経第931号

大臣官房経理課長から大臣官房地
方課長、各局長、農林水産技術会
議事務局長、各庁長官、農林水産
研修所長あて

最近改正 平成22年3月31日21経第2130号

「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」(平成6年1月18日閣議了解)を踏まえ、建設工事の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、公正入札調査委員会を設置することとしたので、下記事項に十分留意の上、遺憾のないよう措置されたい。

なお、入札談合に関する情報への対応等については、別添のとおり談合情報対応マニュアルを作成したので、当分の間、これを参考として遺憾のないよう措置されたい。

おって、貴管下関係機関の長への周知及び指導(並びに貴管下特殊法人の長への通知)については、貴職から願います。

記

第1 趣旨

農林水産省の各部局における契約に係る入札等(入札、競り売り、見積もり合わせその他競争により相手方を選定する方法をいう。以下同じ。)の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札等に係る談合情報又は入札等に関して職員が談合があると疑うに足る事実(以下「入札等談合情報等」という。)に対して的確な対応を行うため、別表に掲げる部局に公正入札等調査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

第2 調査審議事項

委員会は、入札等談合情報等を得た場合には、その信ぴょう性について調査審議し、公正取引委員会への通報の必要性について議決するものとする。

委員会は、入札等談合情報等について公正取引委員会に通報することとした場合には、当該入札等談合情報等に関して次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 当該入札等談合情報等についての関係者に対する事情聴取の実施、当該入札等談合情報等に係る調達事案における入札等の延期及びその他の対応
- (2) その他入札等の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

第3 構成

委員会は、別表に掲げる委員長及び委員長が委員として指定する当該委員会に係る部局に所属する職員をもって構成するものとする。

委員長は、委員を指定するに当たっては、入札等の事務に直接関係しない職員を含めるものとする。

また、委員長は、審議事案の内容及び性質に応じ必要があると認める場合には、臨時委員として、当該委員会に係る部局以外の部局に所属する職員の参加を求めることができる。

委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4 会議

委員長は、入札等談合情報等を得た場合には、必要に応じて随時会議を開くものとする。

ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

第5 会則

本通知に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める会則によるものとする。

第6 事務局

委員会の事務局は、委員会を設置する部局における契約事務を担当する課に置くものとする。

附 則

本改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日付け21経第2130号）

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

別表

公正入札等調査委員会の設置部局及びその委員長

部 局 名	委 員 長
大臣官房経理課	経理課長
各 局 庁	庶務課長
地 方 農 政 局	総務部長
北海道農政事務所	総務管理官
森 林 管 理 局	総務部長
漁業調整事務所	所 長
施 設 等 機 関	総務部長
農林水産技術会議 事務局筑波事務所	次 長

(参考) 会則例

局公正入札等調査委員会会則

(趣旨)

第1条 「公正入札等調査委員会の設置等について」(平成6年5月31日付け6経第931号大臣官房経理課長通知。以下「通知」という。)に基づき、局の所掌事務に係る契約に係る入札等の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札等に係る談合情報又は入札等に関して職員が談合があると疑うに足る事実(以下「入札等談合情報等」という。)に対して適確な対応を行うために設置する「局公正入札等調査委員会」(以下「委員会」という。)の会則を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会の委員は、通知に定める委員長たる (職名)のほか、次の者をもって構成し、委員長が主宰する。

(委員)

(職名を記載。以下同じ。)

(事務局)

第3条 通知第6に規定する委員会の事務局は、 課に置くものとする。

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

入札等に付そうとする調達案件について入札等談合情報等を得た場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札等調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局に電話等により通報すること。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

また、新聞等の報道により入札等談合情報等を把握した場合にも、事務局に通報するものとする。

なお、以上については職員に周知徹底しておくものとする。

2 報告

事務局は、1により入札等談合情報等に係る通報を受けた場合には、入札等談合情報等報告書（別記様式第1又は別記様式第1の2）を作成し、速やかに委員長に報告すること。

なお、事務局において、新聞等の報道により入札等談合情報等を把握した場合も、同様とする。

3 委員会の招集及び調査審議

委員長は、事務局から入札等談合情報等の報告を受けた場合には、速やかに委員会を招集して事務局から当該入札等談合情報等についての報告を行わせるものとする。

委員会は、事務局の報告に基づき、その信ぴょう性について審議した上で、公正取引委員会に通報し、又は通報しないことを決定するものとする。

委員会は、入札等談合情報等について公正取引委員会に通報することと決定した場合には、当該入札等談合情報等についての関係者に対する事情聴取の実施、当該入札等談合情報等に係る調達事案における入札等の延期及びその他の対応並びにその他入札等の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応について調査審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報

委員会は、入札等談合情報等について公正取引委員会に通報することと決定した場合には、別表1の公正取引委員会への連絡を行う者（以下「連絡担当官」という。）を通じて、必要な情報を別記様式2又は別記様式2の2により逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

通報は、別表2の部局欄に掲げる部局の区分ごとに対応した公正取引委員会の窓口に対して行うこと。

(2) 公正取引委員会との協力

公正取引委員会への通報の後に、公正取引委員会から協力要請があった場合は、可能な限り協力すること。

また、通報の内容について公正取引委員会から問合せがあることも予想されるため、事務局は、公正取引委員会に対して提出した資料及び委員会における

調査審議に係る資料についての的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

5 大臣官房経理課及び入札等監視委員会への報告

(1) 大臣官房経理課への報告

委員会は、入札等談合情報等について公正取引委員会に通報することと決定した場合には、当該入札等談合情報等の内容を取りまとめた報告書（別記様式第1）により、速やかに大臣官房経理課に報告すること。

また、報告後、当該入札等談合情報等に関して執った対応について、逐次報告を行うこと。

なお、地方支分部局、施設等機関及び農林水産技術会議事務局筑波事務所にあっては、この報告は、本省（庁）の所管部局を通じて行うものとする。

(2) 入札等監視委員会への報告

委員会は、入札等談合情報等について公正取引委員会に通報することと決定した場合には、当該入札等談合情報等について入札等監視委員会に報告すること。

6 報道機関等との対応

入札等談合情報等を委員会が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、原則として、広報担当の職員が対応すること。

なお、公正取引委員会に通報することと決定した又は通報した入札等談合情報等については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会に通報する又は通報した旨を明らかにすること。

（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであることから、発注者側より積極的に入札等談合情報等を公表するものではない。）

第2 具体的な対応

第1の3により公正取引委員会に通報することと決定した入札等談合情報等については、原則として、次により対応すること。

1 入札等の執行前に入札等談合情報等を得た場合

(1) 公正取引委員会への通報

入札等談合情報等を得た旨を直ちに連絡担当官を通じて公正取引委員会に別記様式第2により通報すること（連絡担当官が設置されていない部局の場合には、担当する連絡担当官に報告すること。）。

なお、当初得た入札等談合情報等に追加される情報を得た場合又は(3)に規定する入札等の取止めの決定があった場合には、逐次かつ速やかに別記様式第2の2により公正取引委員会に通報すること。

(2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札等に参加しようとする者（以下1において「入札等参加者」という。）全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札等までの期間、発注の遅れによる影

響等を考慮して、入札等の日の前において行うか、又は入札等の開始時刻若しくは入札等の日の繰下げにより入札等を延期した上で行うこと。

事情聴取は、原則として委員会が行うこととするが、遠隔地その他のやむを得ない事由により委員会が自ら行うことが難しい場合には、委員会の指名する複数の職員に行わせることができる。

事情聴取の実施に当たっては、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目（別紙 1 参考）を通知した上で、一社ずつ個別に聴取すること。

聴取結果については、事情聴取書（別記様式第 3）を作成し、その写しを公正取引委員会に送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会は、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められると判断した場合には、契約担当官等に対して入札等を延期し、又は取り止めるよう報告すること。

入札等の執行の延期を契約担当官等に報告した場合で、積算内訳（建設工事に係る契約にあっては、工事費内訳書。以下同じ。）及び入札書又は見積書が提出されていた場合、それらを保管するとともに、入札等を取り止めた場合、公正取引委員会への通報に併せてそれらの写しを提出すること。

なお、建設工事に係る契約の場合には、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）第 10 条の規定に基づき、公正取引委員会へ通知すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

委員会は、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められないと判断した場合には、契約担当官等に対して、すべての入札等参加者から誓約書（別紙 2 参考）を自主的に提出させるとともに、入札等を執行した後に談合の事実が明らかと認められた場合には当該入札等を無効とする旨の注意（別紙 3 参考）を促した後に入札等を行うこととするよう申し入れること。

また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、契約担当官等は、誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条又は刑法第 96 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止措置期間を加重して措置すること。

この場合、契約担当官等は、すべての入札等参加者に対し、第 1 回の入札等に際し積算内訳の提出を要請すること。

入札等には、積算担当官（当該契約事案に係る積算内容を把握している職員）が立会い、積算内訳を入念にチェックすること。

積算内訳のチェックに際して、談合の事実があったと認められる場合には、契約担当官等は、直ちに委員会にその旨を報告し、委員会は、(3)により対応すること。

入札等の終了後に入札執行調書（入札によらない契約の場合には、見積金額が分かる書類）の写しを公正取引委員会に送付すること。

(5) 大臣官房経理課及び入札等監視委員会への報告

(1)から(4)までの対応をとった場合には、各段階において速やかに第 1 の 5

の(1)に規定する報告を行うこと。

また、第1の5の(2)に規定する入札等監視委員会に対する報告を適宜の時期に行うこと。

(6) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札会場に集まった者を対象として(2)以下に従い対応すること。

2 入札等の執行後に入札等談合情報等を得た場合

委員会は、入札等の執行後に談合に関する情報があった場合には、入札等の執行時において入札等の結果等を公表しているとともに、契約の締結後においては、契約の相手方及び契約金額を公表することとされていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

公正取引委員会への通報

入札等談合情報等を得た旨を直ちに連絡担当官を通じて公正取引委員会に別記様式第2により通報（連絡担当官が設置されていない部局の場合には、担当する連絡担当官に報告すること。）し、併せて入札執行調書（入札によらない契約の場合には、見積金額が分かる書類）の写しを送付すること。

なお、当初得た入札等談合情報等に追加される情報を得た場合又はの規定に基づいて入札等の無効の決定があった場合には、逐次かつ速やかに別記様式第2の2により公正取引委員会に通報すること。

事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札等に参加した者全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取は、原則として委員会が行うこととするが、遠隔地その他のやむを得ない事由により委員会が自ら行うことが難しい場合には、委員会の指名する複数の職員に行わせることができる。

事情聴取の実施に当たっては、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目（別紙1参考）を通知した上で、一社ずつ個別に聴取すること。

聴取結果については、事情聴取書（別記様式第3）を作成し、その写しを公正取引委員会に送付すること。

明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

委員会は、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約担当官等に対して入札等を無効とするよう報告すること。

なお、建設工事に係る契約の場合には、入札契約適正化法第10条の規定に基づき、公正取引委員会へ通知すること。

談合の事実があったと認められない場合の対応

委員会は、事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められないと判断した場合には、契約担当官等に対して、入札等に参加した者全員から誓約書（別紙2）を提出させた上で落札者その他の契約の相手方とする者と契約を

締結するよう申し入れること。

また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

大臣官房経理課及び入札等監視委員会への報告

から までの対応をとった場合には、各段階において速やかに第1の5の(1)に規定する報告を行うこと。

また、第1の5の(2)に規定する入札等監視委員会に対する報告を適宜の時期に行うこと。

(2) 契約締結後の場合

公正取引委員会への通報

入札等談合情報等を得た旨を直ちに連絡担当官を通じて公正取引委員会に別記様式第2により通報（連絡担当官が設置されていない部局の場合には、担当する連絡担当官に報告すること。）し、併せて入札執行調書（入札によらない契約の場合には、見積金額が分かる書類）の写しを送付すること。

なお、当初得た入札等談合情報等に追加される情報を得た場合又は の規定に基づいて契約が解除された場合には、逐次かつ速やかに別記様式第2の2により公正取引委員会に通報すること。

事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札等に参加した者全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取は、原則として委員会が行うこととするが、遠隔地その他のやむを得ない事由により委員会が自ら行うことが難しい場合には、委員会の指名する複数の職員に行わせることができる。

事情聴取の実施に当たっては、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ事情聴取項目（別紙1参考）を通知した上で、一社ずつ個別に聴取すること。

聴取結果については、事情聴取書（別記様式第3）を作成し、その写しを公正取引委員会に送付すること。

明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

委員会は、事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該事案に係る契約の履行状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

委員会は、契約を解除する必要があると判断した場合には、直ちに契約担当官等に対してその旨を報告すること。

なお、建設工事に係る契約の場合には、入札契約適正化法第10条に規定に基づき、公正取引委員会へ通知すること。

大臣官房経理課及び入札等監視委員会への報告

から までの対応をとった場合には、各段階において速やかに第1の5の(1)に規定する報告を行うこと。

また、第1の5の(2)に規定する入札等監視委員会に対する報告を適宜の時期に行うこと。

別表 1

連絡担当官設置一覧

部局	連絡担当官
本省（庁）、漁業調整事務所 及び施設等機関	大臣官房経理課長
地方農政局	各地方農政局総務部会計課長
北海道農政事務所	北海道農政事務所経理課長
森林管理局	各森林管理局総務部経理課長
農林水産技術会議事務所 筑波事務所	農林水産技術会議事務所筑波事務所総務課長

別表 2

公正取引委員会窓口

部局	公正取引委員会窓口
本省（庁）及び施設等機関	公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室
関東農政局（静岡県に係るものを除く。）	
北陸農政局（新潟県に係るものに限る。）	
関東森林管理局（福島県に係るものを除く。）	
中部森林管理局（長野県に係るものに限る。）	
農林水産技術会議事務所筑波事務所	北海道事務所第一審査課
北海道農政事務所	
北海道森林管理局	東北事務所第一審査課
東北農政局	
東北森林管理局	
関東森林管理局（福島県に係るものに限る。）	中部事務所第一審査課
関東農政局（静岡県に係るものに限る。）	
北陸農政局（富山県及び石川県に係るものに限る。）	
東海農政局	
関東森林管理局（静岡県に係るものに限る。）	
中部森林管理局（長野県に係るものを除く。）	
近畿中国森林管理局（石川県に係るものに限る。）	近畿中国四国事務所第一審査課
北陸農政局（福井県に係るものに限る。）	
近畿農政局	
近畿中国森林管理局（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県に係るものに限る。）	近畿中国四国事務所中国支所第一審査課
中国四国農政局（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県に係るものに限る。）	

近畿中国森林管理局(鳥取県、島根県、岡山県、 広島県及び山口県に係るものに限る。)	
中国四国農政局(徳島県、香川県、愛媛県及び 高知県に係るものに限る。)	近畿中国四国事務所四国支 所審査課
四国森林管理局	
九州農政局	九州事務所第一審査課
九州森林管理局(沖縄県に係るものを除く。)	
九州森林管理局(沖縄県に係るものに限る。)	内閣府沖縄総合事務局総務 部公正取引室

入札等談合情報等報告書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 時 分
件 名	
入札等(予定)日	平成 年 月 日 () 時 分
入札等の方法	・入札 ・競り売り ・見積もり合わせ ・その他 ()
情報提供者	・報道機関 ・匿名 ・その他 役職・氏名等
受信者	
情報手段	・電話 ・FAX ・メール ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答の概要	
当該案件の問合せ先	

別記様式第1の2

入札等談合情報等（談合疑義事実）報告書

平成 年 月 日

事実を得た日時	平成 年 月 日（ ） 時 分
件 名	
入札等（予定）日	平成 年 月 日（ ） 時 分
入札等の方法	・入札 ・競り売り ・見積もり合わせ ・その他（ ）
談合があると疑うに 足りる事実を申し出 た職員	・所属機関名、課名、役職名及び氏名
談合があると疑うに 足りる事実を得た根 拠	
当該案件の問合せ先	

談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等についても添付すること。

本様式は、入札等談合情報等のうち、入札等に関して職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合に用いる。

公正取引委員会事務総局
事 務 所 長 殿

連 絡 担 当 官
長

入札等談合情報等に関連する資料の送付について

当 所管の (件名) の入札等に係る入札等談合情報等に関連する資料を、別添のとおり送付します。

(事項)

- 1 . 入札等談合情報等報告書 (写)
又は入札等談合情報等 (談合疑義事実) 報告書 (写)
- 2 . 事情聴取書 (写)
- 3 . 誓約書 (写)
- 4 . 入札執行調書 (写) (入札によらない契約の場合には、
見積金額が分かる書類)
- 5 . 入札等に関する連絡 (無効、延期・取消し)
- 6 . その他関連資料

(送付する資料に「 」を付すること。)

公正取引委員会事務総局
事 務 所 長 殿

連 絡 担 当 官
長

入札等談合情報等に関連する資料の送付について

平成 年 月 日付け で送付しました入札等談合情報等について、その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付します。

(事項)

- 1 . 入札等談合情報等報告書(写)
又は入札等談合情報等(談合疑義事実)報告書(写)
- 2 . 事情聴取書(写)
- 3 . 誓約書(写)
- 4 . 入札執行調書(写)(入札によらない契約の場合には、
見積金額が分かる書類)
- 5 . 入札等に関する連絡(無効、延期・取消し)
- 6 . その他関連資料

(送付する資料に「 」を付すること。)

別記様式第3

事 情 聴 取 書

- 1 件 名
- 2 聴 取 日 時
- 3 聴 取 場 所
- 4 事情聴取を受けた者
 (会 社 名)
 (職 名 ・ 氏 名)
- 5 事 情 聴 取 者
 (職 名 ・ 氏 名)

質 問	聴 取 内 容
<p>1 本件の入札等に先立ち、すでに落札業者（契約の相手方）が決定している（た）との（新聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2 本件について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話合いをしたことがありますか。</p> <p>（上記2で「あります」の意の回答があった場合）</p> <p>3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。</p>	

別紙 1

事情聴取項目（参考例）

- 1 本件の入札（ 競り売り、見積もり合わせ、公募等適宜の内容とする。）に先立ち、すでに落札決定者（ 契約の相手方）が決定している(た)との情報（新聞情報）等がありますが、そのような事実がありますか。
- 2 本件について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。
- 3 （ 2 において打合せ又は話合いをしたという回答があった場合）どのような内容の打合せ、又は話合いでしたか。

誓 約 書 (参考例)

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
殿

会 社 名
代表者名
担当者名

今般の (件名) の競争入札 (競り売り、見積もり合わせ、公募等適宜の内容とする。) に関し、 競争契約入札心得第 条の の規定 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 2 2 年法律第 5 4 号)) にてい触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令 (及び同規定) を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても意義はありません。

(参考) 地方農政局競争契約入札心得第 条の

(公正な入札の確保)

- 第 条の 入札の参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 2 2 年法律第 5 4 号) 等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

入札執行に係る注意事項（参考例）

- 1 本件入札（ 競り売り、見積もり合わせ、公募等適宜の内容とする。）について談合があったとの通報があったが、 競争契約入札心得（ 関係法令）を遵守し、厳正に入札すること。

- 2 入札（ ）の執行後に談合の事実が明らかと認められた場合には、 競争契約入札心得第 条第 号により入札は無効とする。